

規程

第 1 条(本規程の趣旨)

この規程(以下「本規程」といいます。)は、お客様が株式会社サイバーエージェント FX(以下「弊社」といいます。)との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引(以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。)に関して、弊社の取引システム(以下「本システム」といいます。)によりお客様に提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の特徴、取引条件、仕組み及びリスク、並びに本取引における権利義務関係に関するお客様と弊社との間の取り決めです。なお、本規程において別途定められる場合を除き、本規程において用いられる用語は本約款(第 3 条において定義されます。)において定義される意味を有するものとします。

第 2 条(本約款、本規程及び取引説明書の承諾)

お客様は、弊社の外国為替証拠金取引に関する約款(以下「本約款」といいます。)、本規程及び弊社の外国為替証拠金取引説明書(以下「取引説明書」といいます。)の内容を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾して頂くことを条件として、本取引を行うものとします。

第 3 条(機器等の環境)

1. 本システムの利用にあたり、お客様は、あらかじめ本システムを利用するために必要な機器、回線、設備及びソフトウェア等(以下「機器等」といいます。)をお客様の責任及び費用負担において準備し、維持するものとします。
2. 本システムの規格変更その他の理由により、お客様の使用している機器等が本システムに対応することができなくなった場合、お客様は、お客様の責任及び費用負担において本システムに対応した機器等を準備するものとします。

第4条(本取引の取引条件、本サービスの範囲及び取引説明書の内容の変更)

1. 以下の各号に定められる事項その他の本取引の取引条件及び本サービスの範囲は、取引説明書において弊社が定めるものとします。

- (1) 本取引が可能な時間
- (2) 本取引の対象となる通貨
- (3) 注文の種類
- (4) 本取引が可能な件数、並びに数量の上限及び下限(但し、かかる数量は、弊社がお客様より預託を受けている証拠金の額に応じて、取引説明書に記載されたレバレッジのコースの種類に基づき算定される数量の範囲内とします。)

(5) 注文の有効期限

(6) レバレッジのコースの種類

2. 弊社は、前項の本取引の条件、本サービスの範囲その他取引説明書に記載された内容を実質的に変更する場合には、変更する旨及びその内容を、弊社の運営する Web サイト(以下「Web サイト」といいます。)において、お客様に公表した上で、変更するものとします。

3. 個別取引ごとの具体的な取引の種類、取引対象通貨等、期限、取引の件数又は数量、約定数値、売買の別その他の事項は、第7条に従ったお客様の注文に基づき、決定されるものとします。

第 5 条(本サービス提供の一時停止)

弊社は、本システムの機器等の瑕疵若しくは障害(以下「システム障害」といいます。)又は補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なく、本サービスの一部又は全部の提供を一時停止することができるものとします。

第 6 条(証拠金の取り扱い)

1. 本取引に係る証拠金の取り扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

(1) お客様は、個別取引を開始するにあたり、取引説明書に定められるところに従い、当該取引に必要な証拠金(以下「取引証拠金」といい、その具体的な算定方法は次項に定めるものとします。)以上の額を、弊社に預託しておくものとします。

(2) お客様は、新規の個別取引を開始してから決済を行うまでの期間、維持率が一定の割合を下回った場合には、第 14 条に定められるロスカットルールに従うものとします。

2. 取引証拠金の金額は、レバレッジのコースの種類ごとに異なる金額とし、そのコースごとの具体的な金額その他の事項は取引説明書において弊社が定めるものとします。

3. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金(第 14 条において定義されます。)から評価益を引いた額が、当該時点においてお客様の保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。かかる返還請求の方法及び返還の方法については取引説明書に定めるところによるものとします。

4. 前項に関わらず、外国通貨の証拠金の返還についてはお客様より請求があった日から起算して原則として 3 営業日以内に弊社からお客様へ返還がなされるものとします。

5. 本項第3項または第4項の規程に基づきお客様から証拠金の返還請求がなされた場合において、お客様のポジション(建玉)の保有状況、経済情勢その他事由より、この返還請求に応じた場合にお客様がロスカットルールの発動に至る可能性が高いと弊社が合理的に認める場合には、弊社はこの返還請求を拒否できるものとします。

6. 証拠金は、お客様の振込みの完了時点ではなく、本システムがその入金を合理的に認識する時点をもって預託されたものとします。

7. お客様は、円貨の他、別途弊社が指定する外貨により証拠金を預託することができます。但し、常時弊社が提示する実勢レートに基づき、円貨に換算されますのでご注意ください。このとき、外国為替相場の変動に伴う決済損の発生等によって円勘定に不足が生じた場合には、お客様は、円貨による証拠金の差入れ、不足額相当額の証拠金の円転その他弊社が定める必要な措置を行うものとします。

第7条(注文及び注文の有効期限)

1. お客様は、本取引を行うにあたり、本システムにより、下記の事項を明らかにした上で、注文を行うものとします。本取引に係る注文は本システムに従ってのみ行うことができるものとします。

- (1) 取引の種類、取引対象通貨及び期限
- (2) 取引の件数又は数量
- (3) 取引の対価の額又は約定数値
- (4) 売買の別
- (5) その他弊社が合理的に要請する事項

2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客様が本システムを使用できない状況が発生し、かつ弊社が必要と認めた場合には、お客様は、電話、FAX、電子メールなどのうち別途弊社が指定する方法により、売買の注文を行うことができるものとします。

第8条(注文の受付)

1. お客様が本システムを利用して弊社へ発注する注文は、お客様が Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、弊社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。

2. 前項にもかかわらず、システム障害等の理由により弊社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、別途弊社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。

第 9 条(売買注文の取消等)

1. お客様が本システムを利用して弊社に指示された注文は、当該注文が約定されていない限り、お客様は当該注文を取消又は撤回すること(以下「取消等」といいます。)ができるものとします。かかる取消等は、弊社が取消等する旨の入力内容を受け付けた時点で効力を発生するものとし、効力発生までに注文の約定が行われた場合には、注文の約定が優先するものとします。
2. お客様の注文は、約定前かつ弊社が訂正を認める場合に限り、その内容を訂正できるものとします。

第 10 条(売買注文)

1. お客様が本システムを利用して弊社に対して売買注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、弊社は、お客様のポジション(建玉)を決済するために必要な反対売買の注文以外、すべての注文の受注を行わないものとします。
 - (1) 本口座に入金されている証拠金が当該注文の取引証拠金の金額に満たない場合。
 - (2) お客様の注文が本約款又は本規程等に反する場合。
 - (3) お客様が本約款に定める適格要件を満たされなくなった場合。
2. お客様の注文ミス又はお客様が必要な確認を怠ったために、注文が約定され、又は約定されなかった場合、弊社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条(売買注文等の照会)

お客様が本システムを利用して行った取引の内容は、本システムを利用してWebサイト上の取引画面(以下「取引画面」といいます。)にて照会できるものとし、お客様は自己の責任により、取引画面において、以下の各号に定める事項その他本取引の管理を行うものとします。

- (1) 出入金に係る事項
- (2) ポジション(建玉)に係る事項
- (3) 証拠金に係る事項
- (4) その他お客様の資産又は本取引に係る事項

第 12 条(第三者による取引の禁止)

1. 本取引は、弊社に対して必要な情報をすべて提供し、口座番号及びパスワード(以下「口座番号等」といいます。)を取得したお客様のみが行うことができ、お客様は第三者に本取引の実施等を委託することはできないものとします。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、弊社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して入金することはできないものとします。

2. お客様が前項の規程に違反した場合又は前項の規程に違反すると弊社が合理的に認めた場合には、弊社は、お客様の口座を停止又は解約することができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、弊社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。

3. お客様は、お客様自身が行うと第三者が行うとを問わず、お客様の口座番号等を用いて行われたすべての取引についての責任を負うものとします。また、第三者がお客様の口座番号等で本取引を行うことによりお客様に生じた損害について、弊社は、故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負担しないものとします。さらに、お客様が、第三者にお客様の口座番号等を使用させたことに関して弊社に損害等が生じた場合には、お客様は、弊社に対して、かかる損害等を賠償、補償又は補填するものとします。

4. お客様は、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うものとし、第三者から委託を受けて本取引を行うことはできないものとします。

第 13 条(取引手数料)

お客様が本システムを利用して売買注文を行い、かつ当該注文が約定された場合(ロスカットルールに基づく強制決済を含みます。以下、本条において同じ。)、弊社は、1 回の取引数量が 10,000 通貨未満のとき、1,000 通貨単位あたり 30 円(1通貨単位あたり 3 銭)の取引手数料を申し受けるものとします。ただし、弊社は、任意の裁量により、かかる取引手数料を減額することができるものとします。また、新規で約定したポジション(建玉)を同一取引日内に反対売買をし、決済した場合、当該決済にかかる手数料は無料となります。尚、取引手数料は新規及び決済の約定時にそれぞれ徴収されるものとします。また、同様に 1 回の取引数量が 10,000 通貨以上のとき、取引手数料は発生しないものとします。

第 14 条(ロスカットルール)

1. 「ロスカットルール」とは、お客様の損失拡大を防ぐため、弊社の所定の方法により強制的にお客様のポジション(建玉)の全部を反対売買をして決済する制度のことをいいます(以下同じ。)

2. お客様のポジション(建玉)が以下の(1)号に定める事項に該当した場合、弊社はロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、お客様の計算において当該ポジション(建玉)の反対売買をし、決済することができるものとします。

(1) お客様の証拠金維持率(次号に定めます。)が 20%(ロスカットライン)を下回った場合。

(2) 「証拠金維持率」とは、お客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金に対する有効証拠金の比率であり、以下に定める算式により算出されます。

① 有効証拠金＝資産合計＋評価損益金

② 証拠金維持率＝有効証拠金÷取引証拠金

3. 弊社は、取引日中に一度でも維持率が 50%を下回った場合には、取引画面にその旨を表示してお客様に通知します。また、弊社がロスカットルールを発動し、それによる反対売買をし、決済した場合には、その旨を取引画面に表示してお客様に通知します。なお、弊社はかかる表示に併せて電子メールによる通知を行うことがあります。お客様は、自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかつたとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

4. お客様は、ロスカットルールを発動したとしても、急激な相場変動により約定レートが維持率 20%のレベルを大きく下回るおそれがあり、有効証拠金が 0 円を下回った場合には、お客様に追加の証拠金を預託する義務が生じ、預託した資産以上の損失を被ることに異議なく承諾するものとします。また、かかる追加の証拠金の預託義務が発生した場合には、お客様は、有効証拠金が 0 円を下回った日の翌々営業日の午後 3 時まで、当該下回った額を本口座に差し入れるものとします。

第 15 条(取引報告書等について)

弊社は、原則として取引画面(携帯端末は除きます。)において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、お客様のお取引成立後、遅滞なく取引明細、保有ポジション(建玉)明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行させていただきます。

第 16 条(取引内容の確認)

本システムを利用しての売買注文内容等について、お客様と弊社との間で疑義が生じたときは、本システムに保存されているお客様が Web サイトにおいて入力したデータの記録内容をもって解決するものとします。

第 17 条(取得情報の個人利用)

お客様は、本システムを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的での利用、情報の加工又は再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

第 18 条(本規程の変更)

本規程は、法律、政令、規則その他の法令(以下、「法令等」といいます。)の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃又は監督官庁の指示により、又はその他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の特権を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイト

における情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。この場合、お客様は、原則として Web サイトにて当該変更に同意いただいた場合に限り、本規程の改訂後も本取引を継続できるものとします。なお、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな規程を送付するものとします。

第 19 条(その他)

本規程に定めのない事項又は本規程の履行若しくは解釈につき疑義を生じた場合は、本約款及び関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

平成 18 年 5 月 11 日 改訂

平成 19 年 3 月 12 日 改訂

平成 19 年 5 月 21 日 改訂

平成 19 年 9 月 30 日 改訂

平成 19 年 11 月 5 日 改訂

平成 19 年 12 月 10 日 改訂

平成 20 年 6 月 16 日 改訂

平成 20 年 10 月 6 日 改訂